

新型コロナウイルス感染症の影響による、財務3基準の取扱いについて

内閣府見解

「新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大に伴う公益法人等の運営に関するお知らせ（令和2年5月18日最新）」抜粋

<収支相償>

今般の事態のため事業を中止・延期して予定どおり支出できず、**単年度で収入が費用を上回っても**、行政庁としては、**その状況を斟酌**して対応いたします。
もとより、「収支相償」とは、**単年度の収支が必ず均衡するよう約子定規に求めるものではなく**、翌年度以降の計画的な解消などによって**中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用**しています。

上記を踏まえ、本県では以下のとおり対応いたします。

宮城県対応

財務3基準（「収支相償」、「公益目的事業比率」、「遊休財産の保有制限」）について、新型コロナの影響を考慮し対応します。

⇒ 満たせない場合、**原因が新型コロナの5類移行（令和5年5月8日）までに受けた影響によるものと判断できれば、認定基準違反とみなしません。**

- 新型コロナの影響による実施事業中止等、計画どおり支出できない結果、「収支バランスの乱れ」や「遊休財産の増加」が生じ、財務3基準を満たせなくなることは、法人の責めに帰すべきことではなくやむを得ないと考えます。
- ⇒ 令和4年度までに、新型コロナの影響により財務3基準が満たせない状況となり、その影響が令和5年度も継続している場合（新型コロナの影響により、令和2年度以降、剰余金が発生し、事業実施により剰余金額が減少しているものの、令和5年度も尚残る場合等）についても、基準違反とはみなしません。
- 剰余金をなかったものとして取り扱うわけではなく、中長期的な費消は必要となりますので、計画的に費消ができるよう、ご検討及びご対応をお願いします。
- 新型コロナの5類移行後に発生した事象に起因して、財務3基準を満たせない状態が確認された際は、違反と判断します。

判断の方法

以下の資料を、定期提出書類である「事業報告等」と併せて御提出ください。提出資料をもとに、個別に判断いたします。

- (1) 「【様式1】財務3基準に関する説明」〔必須〕
- (2) 「その他必要な補足資料」〔任意〕

※ 「事業報告等」の電子申請時に、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」欄に添付してください。

資料作成時の留意点

- ① 事業中止に係る費用の減少額など、収支や資産の具体的な増減額を記載してください。
- ② 「過年度と当年度の比較」や「当初計画と実態の比較」などにより、新型コロナの影響を客観的に確認できる内容が望ましいです。
- ③ 令和4年度までの新型コロナの影響が残っている場合は、令和5年度にどのように影響しているか①及び②を踏まえ説明してください。

既に、オンライン開催等、新型コロナを想定した事業実施を行っている法人において、これにより継続して財務3基準を満たせない収支構造となっているおそれがある場合は、価格設定も含めた事業内容の見直しについて御検討ください。
また、事業内容及び構成を見直す場合は、変更手続が必要となる可能性もありますので、当課宛て御相談ください。